

京都市上下水道局管理規程第14号

京都市上下水道局次長等の給料の額の特例に関する規程の全部を改正する規程を次のように制定する。

平成21年3月30日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

京都市上下水道局次長等の給料の額の特例に関する規程の全部を改正する規程  
京都市上下水道局次長等の給料の額の特例に関する規程の全部を次のように改正する。

京都市上下水道局職員の給料の額の特例に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、職員（京都市上下水道局職員給与規程（以下「給与規程」という。）第5条第1項の給料表の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）に支給する給料の額について、給与規程の特例を定めるものとする。

(給料の額の特例)

第2条 平成21年1月1日（第2号及び第3号に掲げる職員にあっては、同年7月1日）から平成22年3月31日までの間における職員の給料の額は、給与規程の規定にかかわらず、給与規程の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる額から、当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を減じた額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 給与規程第5条第1項の給料表の適用を受ける職員で職務の級が7級以上であるもの 100分の5
- (2) 給与規程第5条第1項の給料表の適用を受ける職員で職務の級が5級又は6級であるもの 100分の3.5

(3) 前各号に掲げる職員以外の職員 100分の2.5

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成21年3月31日から施行する。

(この規程の失効)

2 この規程は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。

(上下水道局総務部職員課)